

(直轄、独法等)

国会公第225号
平成28年10月11日

各発注機関の長あて

国土交通事務次官

平成28年度第2次補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行について

先般、閣議決定された「未来への投資を実現する経済対策」に基づく「平成28年度第2次補正予算」が10月11日に成立し、所要の予算が追加されたところであります。

平成28年度国土交通省所管事業の執行については、既に平成28年4月1日付け国会公第1号により種々御配慮をお願いしているところであるが、第2次補正予算による追加事業を含めた今後の所管事業の執行に当たっては、前記通達によるほか、下記の事項に十分留意の上、引き続き適正な事業の実施を図られたく、命により通達する。

(本省内部部局、施設等機関、特別の機関、地方支分部局、観光庁、気象庁、運輸安全委員会、海上保安庁)

なお、これに伴い、事業の実施に当たる職員の健康管理についても十分留意されたい。

記

1. 平成28年度第2次補正予算による追加事業については、公共工事の品質確保やその担い手の中長期的な確保・育成とともに、地域企業の活用にも配慮しつつ、円滑かつ適切な執行を図ること。
2. 入札・契約手続の実施に当たっては、「平成28年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」(平成28年4月1日)等に基づき、一層の透明性及び競争性の確保等に努めるとともに、事業に早期に着手できるよう、総合評価落札方式における提出資料の簡素化等や指名競争入札方式

の活用、工事の種類・現場条件等を考慮した概算数量発注や詳細設計付工事発注の積極的活用及び総合評価落札方式における技術審査・評価業務の効率化の徹底により、事務の改善及び効率化並びに手続に要する期間の短縮に努めること。

3. 工事の発注に当たっては、ダンピング受注の防止徹底、最新の労務単価の適用等による適正な価格による契約及び地域の実情等に応じた資材等の地域外からの調達に係る適切な支払いを推進すること。また、工事の円滑な施工を確保するため、地域企業の活用に配慮しつつ、適切な規模での発注等による建設技術者等の効率的な活用に資する措置の実施を図るとともに、休日等の不稼働日や準備期間等を踏まえた適切な工期の設定、余裕期間制度の活用、翌債等の繰越制度の適切な活用等により、施工時期等の平準化に努めること。

さらに、生産性向上を図るため、ICT 土工の実施や、現場打ちコンクリートの施工性向上、二次製品の活用等により、i-Construction を推進すること。

また、地域建設業経営強化融資制度等に関する債権譲渡承認事務の迅速化、工事検査及び支払事務の迅速化に努めるとともに、下請業者に対する請負代金の金額の設定及びその支払が適正に行われるよう、「建設業法」（昭和 24 年法律第 100 号）等の関係規定の遵守を請負業者に徹底すること。

4. 平成 28 年 8 月 2 日に閣議決定された「未来への投資を実現する経済対策」、「平成 28 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」等の趣旨を踏まえ、地域企業の活用にも配慮しつつ、引き続き中小建設業者等の受注機会の確保に努めること。